

ID: 45

担当部署: 政策企画課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	大河原町集会所設置及び管理に関する条例 第6条		
例規番号	昭和43年条例第13号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第6条及び大河原町集会所管理に関する規則第6条の規定による。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第6条 町長は、特別の事由があると認める者について、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第6条 条例第6条の規定により使用料を減免する場合及びその減免の割合は、別表第1のとおりとする。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	令和5年9月29日